

日本司法支援センター  
平成18年規程第12号  
改正 平成19年6月29日  
平成19年規程第17号  
改正 平成22年9月16日  
平成22年規程第21号

内部監査規程を次のように定める。

平成18年4月10日

日本司法支援センター  
理事長 金 平 輝 子

## 内部監査規程

### (目的)

第1条 この規程は、理事長が行う日本司法支援センター（以下「センター」という。）の業務の内部監査に関する基本的事項を定めることを目的とする。

### (監査の目的)

第2条 内部監査は、総合法律支援法（平成16年法律第74号）第14条の目的の達成を目指し、業務運営の実情を調査し、その効果的かつ効率的執行を図るとともに、予算執行及び会計経理の適正を期することを目的とする。

### (監査の対象)

第3条 監査は、業務（会計経理に関するものを除く。）に関する監査（以下「業務監査」という。）及び会計規程（平成18年規程第1号）第55条の規定に基づく会計経理に関する監査（以下「会計監査」という。）とする。

### (監査計画)

第4条 監査室長は、毎事業年度当初に、あらかじめ、監査対象、監査項目、監査方法、監査実施時期等について、監査計画を作成し、理事長の承認を得なければならない。

2 監査室長は、第1項に規定する監査計画を作成し、理事長の承認を得たときは、これを監事に対し提示するものとする。

### (監査の方法等)

第5条 監査は、前条第1項の計画に基づき、毎年度計画的に行うほか、必要の都度臨時に実施する。

2 業務監査及び会計監査は、同時に又は個別に行うことができる。

3 監査は、書面監査又は実地監査とする。

(監査員の任命等)

第6条 監査室長は、監査を行うに当たり、必要と認めるときは、監査室の職員以外の職員を監査員に委嘱し、監査に従事させることができる。

2 監査室長は、監査を行うに当たり、必要と認めるときは、監査室の職員以外の職員に監査を補助させることができる。

3 監査室長、監査室の職員、監査員及び前項に規定する監査補助者（以下「監査担当者」と総称する。）は、監査担当者として細心の注意をもって職務を遂行しなければならない。

4 監査担当者は、当該監査について知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(監査の手順等)

第7条 監査手順はおおむね次のとおりとする。

(1) 監査対象部門の責任者からの概況聴取

(2) 監査対象部門の担当者からの個別聴取

(3) 帳票その他証拠書類の原本確認

(4) 書類と現物との照合確認

(5) 監査終了後の講評

(監査後の処置)

第8条 監査室長は、監査終了後、遅滞なく監査の結果報告書を理事長あてに提出するものとする。

2 監査室長は、前項の報告書を理事長あてに提出したときは、監事に対しその写しを回付するものとする。

3 監査室長は、監査の結果改善を要すると認める場合には、第1項の報告書に改善指摘意見書を添付することができる。

4 理事長は、第1項に規定する報告書に基づき、改善を必要とする事項があると認める場合は、業務又は会計経理に関し必要な措置を講ずるものとする。

(監査への協力)

第9条 理事長、理事又は職員は、監査担当者の行う監査に協力しなければならない。

(実施細則)

第10条 この規程に定めるもののほか、監査の実施に必要な事項は、監査室長が定める。

附 則

この規程は、平成18年4月10日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成19年規程第17号）

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成22年規程第21号）

この規程は、平成22年9月16日から施行する。